

食品産業特定技能協議会について

- 飲食品製造業分野及び外食業分野における制度の適切な運用を図るため、食品産業特定技能協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

食品産業特定技能協議会



活動内容

- 特定技能外国人の受入れにかかわる制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関(受入機関)等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む)
- 特定技能所属機関(受入機関)の外国人労働者引き抜き防止の申合せ
- 受入の円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

食品産業特定技能協議会の組織体制について

食品産業特定技能協議会

- 運営委員会の議事は、運営委員の出席者の過半数で議決
- 会長は、大臣官房総括審議官
- 庶務は、大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

飲食料品製造業部会

- 部会の議事は、部会委員の出席者の過半数で議決
- 部会長は、大臣官房新事業・食料産業部長
- 庶務は、大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

水産加工分科会

- 分科会の議事は、分科会委員の出席者の過半数で議決
- 分科会長は、水産庁漁政部長
- 庶務は、水産庁加工流通課

外食業部会

- 部会の議事は、部会委員の出席者の過半数で議決
- 部会長は、大臣官房審議官(兼輸出・国際局・新事業・食品産業)
- 庶務は、大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

食品産業特定技能協議会における会員登録等に係る省内業務体制について

- 協議会の会員登録システムの整備、保守管理等については食品製造課が行う。
- 受入企業による協議会への会員登録等申請については、原則として、業所管課が要件確認等を行う。

